

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 23 日

秋田地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 佐々木 絢 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 6 日から 令和 8 年 11 月 13 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 秋田地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 8 日 午後 1 時 00 分 場 所 秋田地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 18 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 11 月 18 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 436, 000 2, 748, 800	一括	687, 200	50, 626	非課税
1	1, 690, 000				
2	1, 746, 000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 秋田市金足追分字海老穴 |
| | 地 番 | 201番115 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 268.26平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市金足追分字海老穴 201番地115 |
| | 家屋 番号 | 201番115 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 122.42平方メートル
2階 43.47平方メートル |

入札時の注意点

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

- ※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
- ※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

- ※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
- ※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- ※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
- ※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

- ※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）

秋田地方裁判所執行官室 ☎ 018-824-1514

物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 24 日

秋田地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 佐々木 絢 美

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

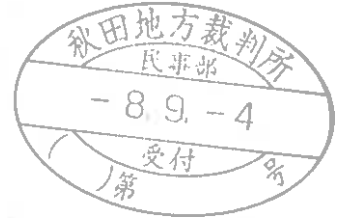
味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 秋田市金足追分字海老穴 |
| | 地 番 | 201番115 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 268.26平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市金足追分字海老穴 201番地115 |
| | 家屋 番号 | 201番115 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 122.42平方メートル
2階 43.47平方メートル |

令和 8 年(ケ)第 36 号
令和 8 年 7 月 16 日受理
令和 8 年 9 月 4 日提出



現況調査報告書

秋田地方裁判所

執行官 関 知 満

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 秋田市金足追分字海老穴 |
| | 地 番 | 201番115 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 268.26平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市金足追分字海老穴 201番地115 |
| | 家屋番号 | 201番115 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 122.42平方メートル
2階 43.47平方メートル |

不動産の表示	『物件目録』のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 建物配置図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は『目的外建物の概況』のとおり)		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は『目的外土地の概況』のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 建物配置図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 所有者	1 この家には、私と家族が住んでいます。 2 ここの不動産を平成25年に中古住宅として購入しました。その際、風呂、トイレ、物置の2階部分、壁紙、床などをリフォームしました。 3 キッチンの窓ガラスが割れています。これは、すぐ東隣にJRの線路があるため、列車通過の振動によるものと思います。窓ガラスは振動に強いものだと言者さんから聞きましたが、それでもご覧のとおり大きく割れています。 4 建物の中で猫を2匹飼っています。そのため、柱などに引っ掻き傷があります。
■ 所有者の母	1 敷地内にある祠は、以前住んでいたところから転居した際に移設したもので、お稲荷さんを祀っています。

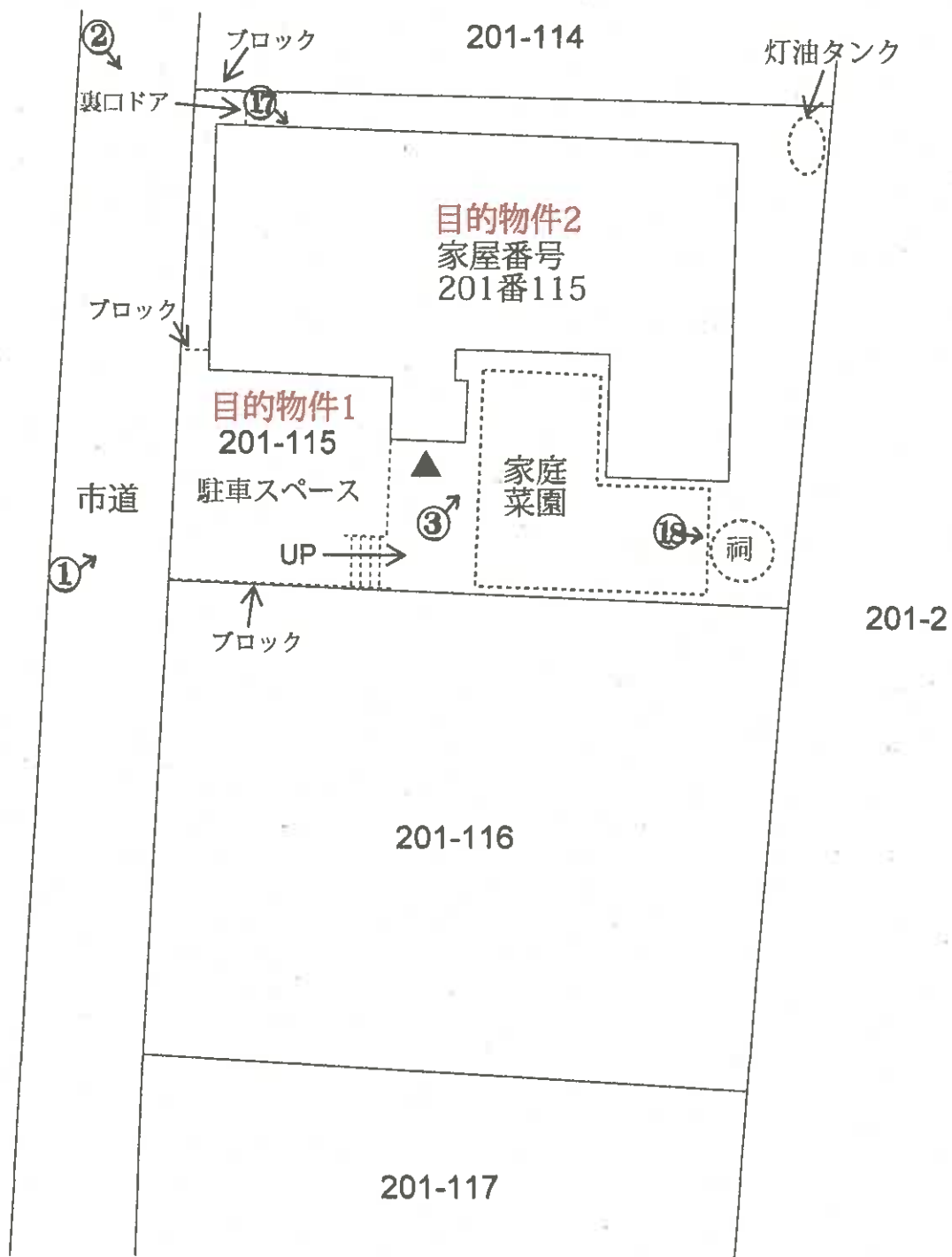
(執行官の意見用)

執行官の意見
1 本件物件の状況は、建物配置図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。 2 列車が通過する際の振動によるものと思われるガラスの破損がある(写真⑧)。 3 室内で猫を2匹飼育している。リビングと和室の間にある柱に引っ掻き傷がある(写真⑥)。 4 外壁が損傷し(写真⑪)、雨どいが破損している(写真③)。 5 1階物置内には不要物と思われる大量の動産類がある(写真⑫、⑬)。 6 敷地の南東端付近に祠がある(写真⑱)。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 7月30日 (木) 10:00 - 10:10	秋田地方法務局	近隣土地の登記事項要約書を公用で取得
8年 8月 3日 (月) 11:40 - 11:50	物件所在地	占有調査、外観写真撮影
8年 8月21日 (金) 13:20 - 14:10	物件所在地	立入調査、所有者及び所有者の母から聴取、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

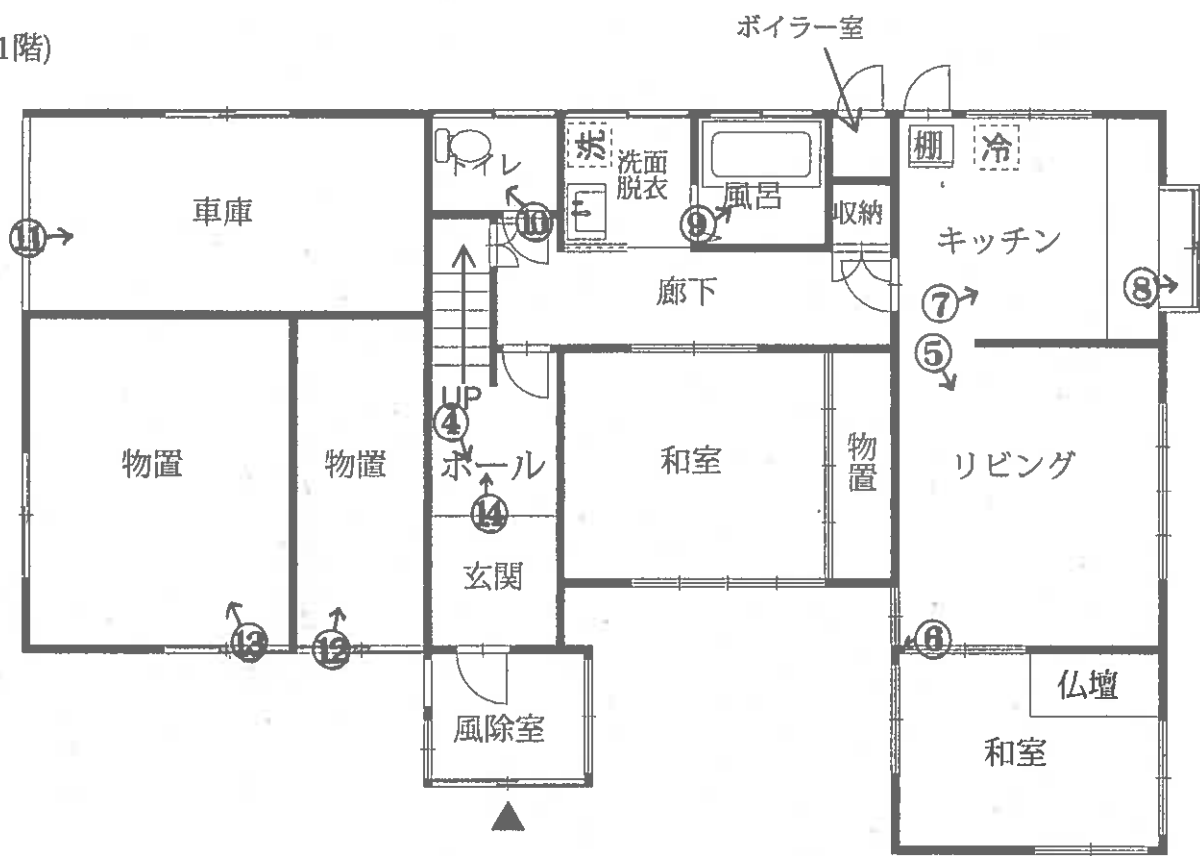
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)



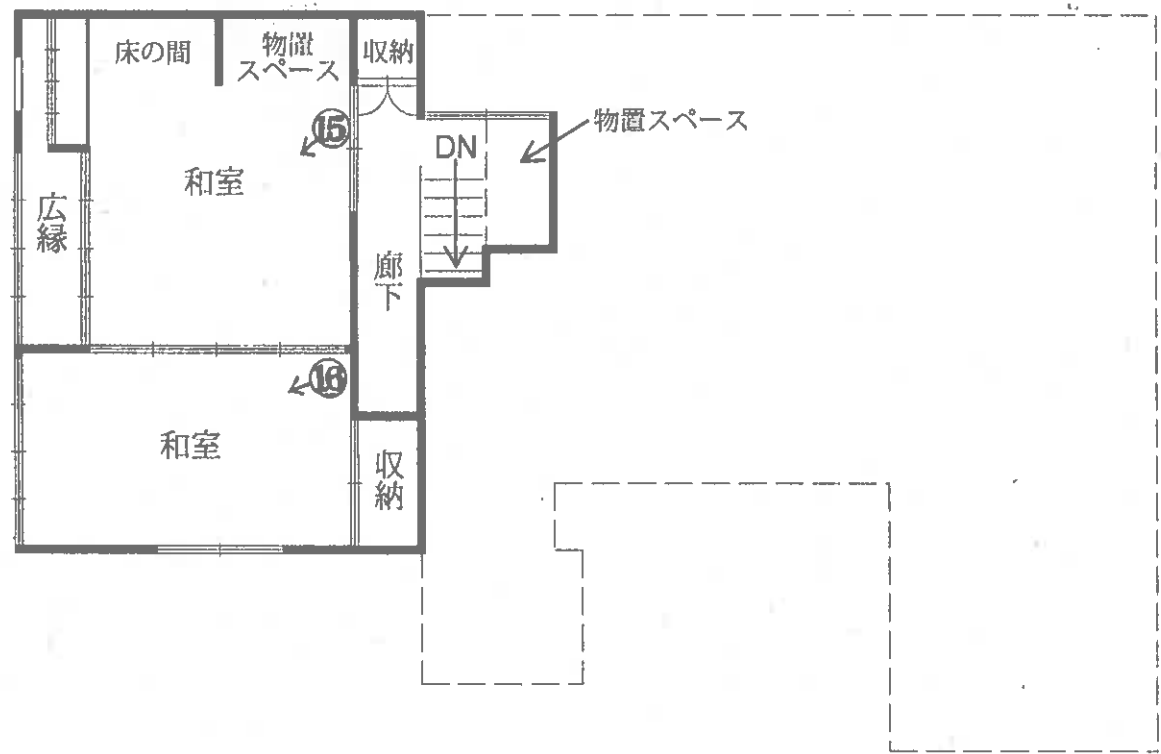
○→写真撮影位置・方向

建物配置図
S≒1/200

(1階)



(2階)



○→写真撮影位置・方向

①



物件2

物件1

②



雨どいの破損

③



④



⑤



猫の引っ掻き傷

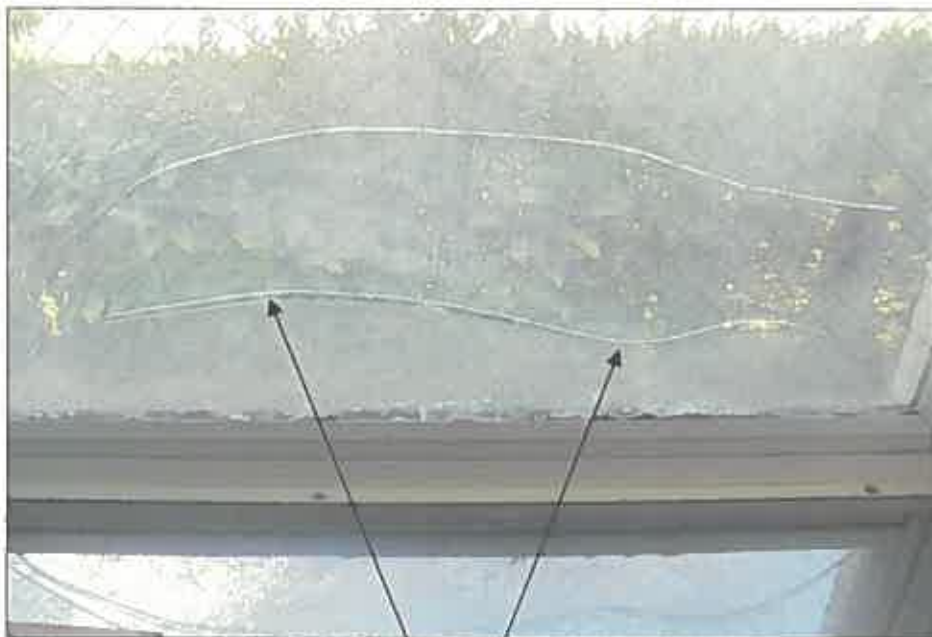
⑥



⑦



⑧



列車通過の振動によるものと思われる窓ガラスの損傷

⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



⑮



⑩



外壁の損傷

⑪



竈

⑫



(12 枚目)

令和 8年（ケ）第 36号
令和 8年 8月21日 現地調査
令和 8年 9月 8日 評 価



秋田地方裁判所 民事第2部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士 石塚 伸夫

第1 評価額

一括価格	
金 3, 436, 000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 1, 690, 000円
物件2 (建物)	金 1, 746, 000円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	秋田市金足追分字海老穴 201番115 宅地 268.26㎡	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	秋田市金足追分字海老穴 20 1番地115 201番115 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 1階 122.42㎡ 2階 43.47㎡ 延べ 165.89㎡	同左
特記事項			
・敷地内で家庭菜園を行っており、雑草が生い茂っている。 ・敷地南東側に祠が存し、北東側に灯油タンクが存する。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	物件1 JR奥羽本線「追分」駅北方 道路距離約350m(徒歩約4分) 最寄バス停「金足農業高校」南東方 道路距離約260m(徒歩約3分)	
付 近 の 状 況	目的物件は金足追分字海老穴に存し、過去に住宅が分譲された地域である。秋田市内の住宅地の地価は堅調であるが、建築費の高騰や金利上昇から警戒感も生じつつある。今後も当面当該状況が継続するものと予測される。 秋田市立金足西小学校：約3.1km 秋田市立北中学校：約800m J A秋田厚生連 秋田厚生医療センター：約7.4km ナイス追分店：約550m 追分郵便局：約600m 秋田市役所：約13.0km	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 規 制	市街化区域 近隣商業地域 80% 200% 準防火地域 景観法、宅地造成及び特定盛土等規制法(宅地造成等工事規制区域)、立地適正化計画(都市機能誘導区域外、居住誘導区域外)
画 地 条 件	物件1は物件2の敷地として利用されており、西側約14.21mが幅員約6.0mの市道に概ね等高に接面する。規模が1筆で268.26㎡、ほぼ長方形の中間画地である。地勢は概ね平坦だが、市道と接道する車庫部分から居宅の玄関へは数段の階段を登る必要がある。	
接面道路の状況	西側：幅員約6.0mの舗装市道（建築基準法42条1項1号道路）	
土地の利用状況等	物件1、2は居宅とその敷地として一体利用されており、法定地上権が成立する。	
供 給 処 理 施 設	上水道 あり (建物への接続：あり) ガス配管 なし (建物への接続：なし) 下水道 あり (建物への接続：あり) (注) 供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	・土壌汚染の有無は調査機関による汚染調査を行わなければ確定できないが、土壌汚染が懸念される事実は確認されなかった。
特 記 事 項	・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ・現地調査の範囲においては、地下埋設物の存在は確認出来なかった。 ・ハザードマップでは特に該当するものはない。 ・敷地内で家庭菜園を行っており、雑草が生い茂っている。 ・敷地南東側に祠が存し、北東側に灯油タンクが存する。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 経過年数 経済的残存耐用年数	平成 3年 7月日不詳新築 35年 ほぼ到来していると判断
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 その他	木造2階建 亜鉛メッキ鋼板ぶき サイディング等 クロスシート張等 クロスシート張、合板等 フローリング、畳等 給排水設備、プロパンガス等 特に無し
床面積（現況）	1階122.42㎡ 2階43.47㎡ 延べ 165.89㎡	
現 況 用 途 等	階 層 現況用途 間 取 り	木造2階建 居宅 間取図のとおり
品 等	使用資材 施 工	普通 普通
保守管理の状態	相応に築年が経過しており、窓ガラスの破損などが見られる。	
建物の利用状況	所有者が家族と共に居住している。	
特 記 事 項	・対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト等を含有する吹付け材、耐火被膜材、保温材が使用されている可能性は低い、成形板等にアスベスト等が使用されている可能性は否定できない。アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・本物件は平成25年に中古住宅として購入し、風呂、トイレ、物置の2階部分、壁紙、床などをリフォームしている。 ・物件の東隣がJRの線路であるため、振動によりキッチンの窓ガラスが割れている。 ・建物内部で猫を2匹飼育しており、リビングと和室の間にある柱などに引っかかり傷がある。 ・外壁が損傷し、雨どいが破損している。 ・1階物置内には不要物と思われる大量の動産がある。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	15,700	0.98	268.26	1.00	4,127,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 秋田-13

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $13,600\text{円}/\text{㎡} \times 100.0/100 \times 100/101 \times 100/86 = 15,700\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：必要なし。

◇標準化補正：方位+1

◇地域格差：街路条件+3 交通・接近条件▲2 環境条件▲15 行政条件±0

イ 個別格差：方位+1 高低差▲3

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：必要なし

② 建物価格（物件2）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	200,000	165.89	0.04	1,327,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率

経過年数35年、経済的全耐用年数30.0年、

残価率5%とした定率法(0.050)と観察減価法（維持管理の状態20%と査定）を併用して下記のとおり査定した。

・ 現価率＝ $0.050 \times (1 - 20\%) \div 0.04$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,127,000	0.35	法定地上権	1,444,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,127,000	-1,444,000		0.90	0.70	1,690,000
2	1,327,000	+1,444,000	1.00	0.90	0.70	1,746,000
一括価格（合計）						3,436,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：建物の仕様が特殊な他、祠等が存し需要者が限定される点を考慮。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 秋田-13

所 在：秋田市金足追分字海老穴76番3

地 目：宅地

価 格：13,600円/㎡

位 置：JR追分駅、北方、道路距離約1.6km

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：603㎡

供給処理施設：水道, 下水道

接 面 街 路：西、15.0m、国道

用途指定等：市街化区域 第1種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）

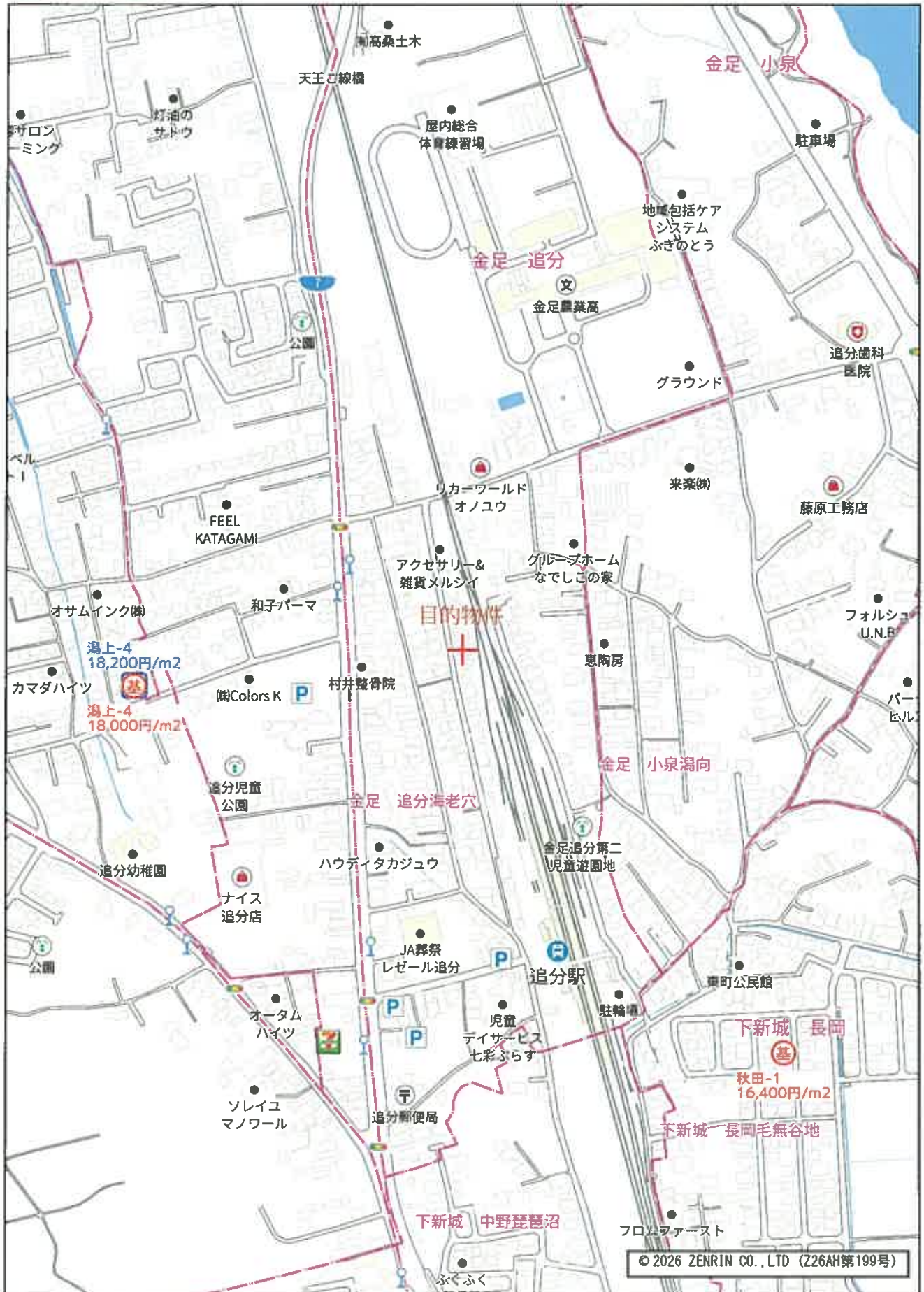
地域の概要：一般住宅に店舗等が混在する国道沿いの住宅地域

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 法第14条第1項地図（写）
- 3 地図に準ずる図面（写）
- 4 土地所在図・地積測量図（写）
- 5 建物配置図
- 6 建物間取図
- 7 建物図面・各階平面図（写）

以 上

目的物件位置図

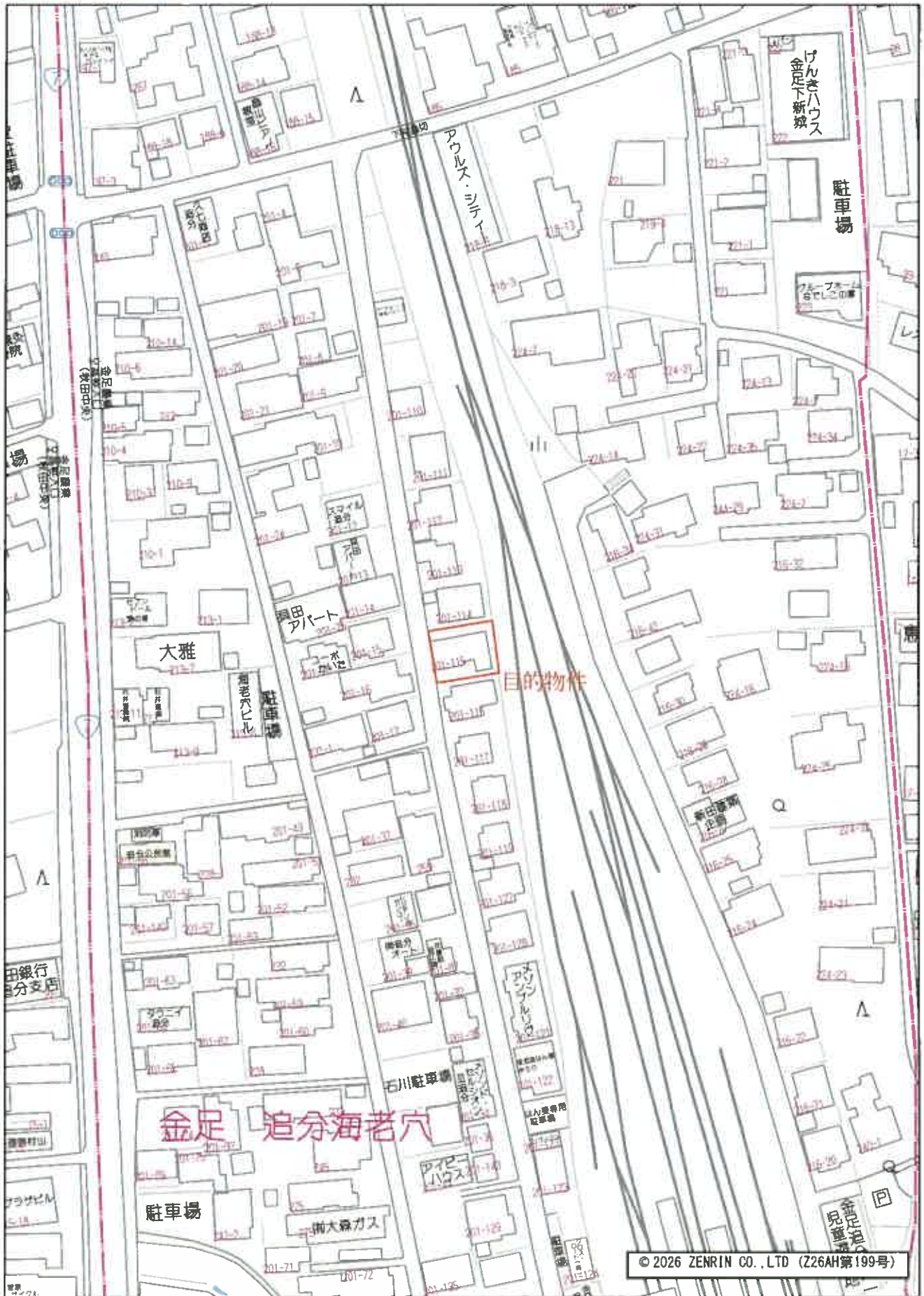


© 2026 ZENRIN CO., LTD (Z26AH第199号)

280m

1:5000

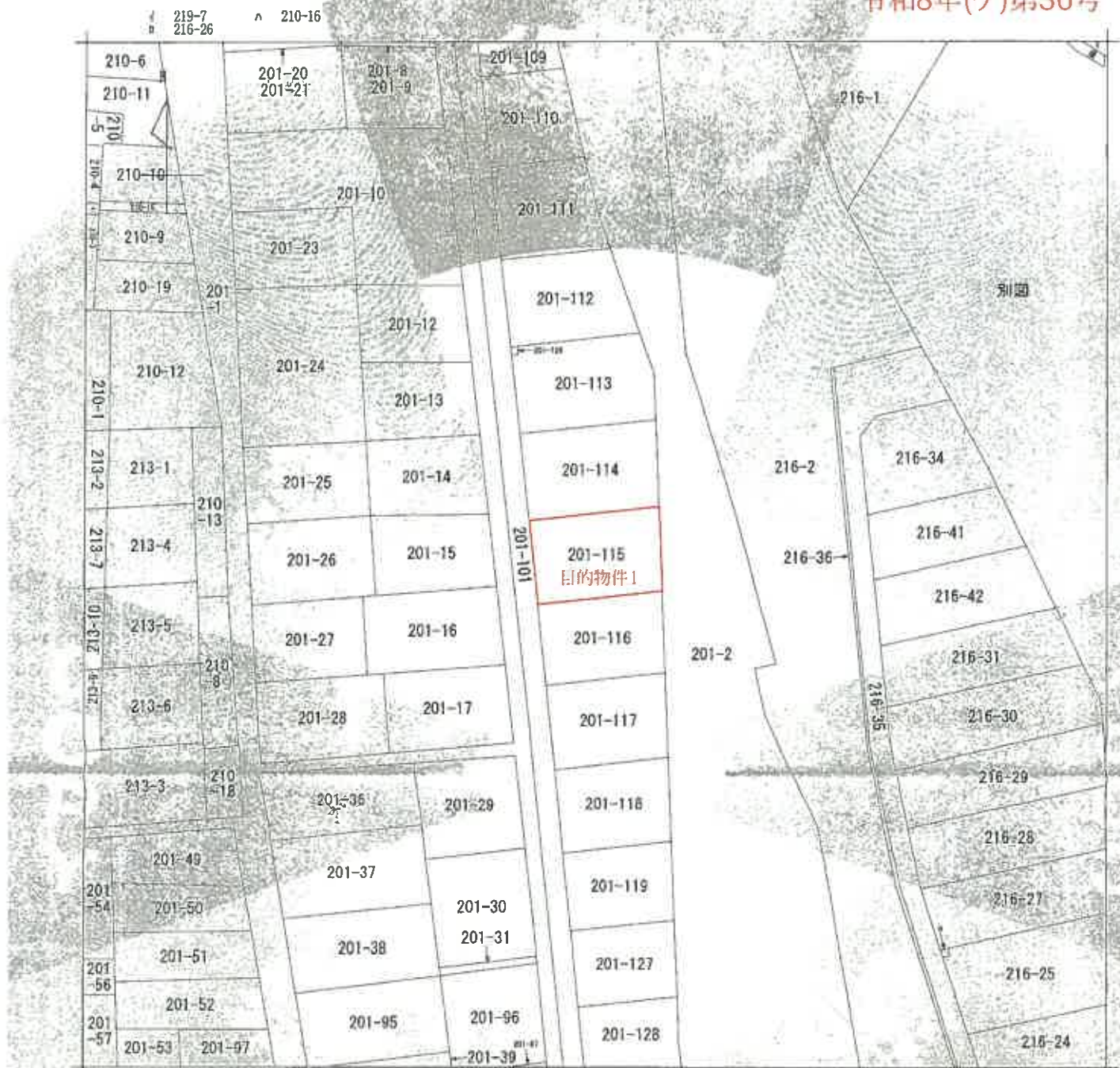
目的物件住宅地図



© 2026 ZENRIN CO., LTD (Z26AH第199号)

60m

1:1500



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が費え付けられるまでの間、これに代わるものとして費え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番
区域
見出
金足追分
字海老穴

A 金足追分
字海老穴

請求 部分	所在	秋田市金足追分字海老穴		地番	201番115	
出 力 尺	縮尺不明	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面	種類
作成 年月日			備 付 年月日 (印)		加 記 事項	旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年5月29日
秋田地方裁判所

請求番号：2-1
(1/1)

地図に準ずる図面(写)
※A3をA4に縮小
目的物件1

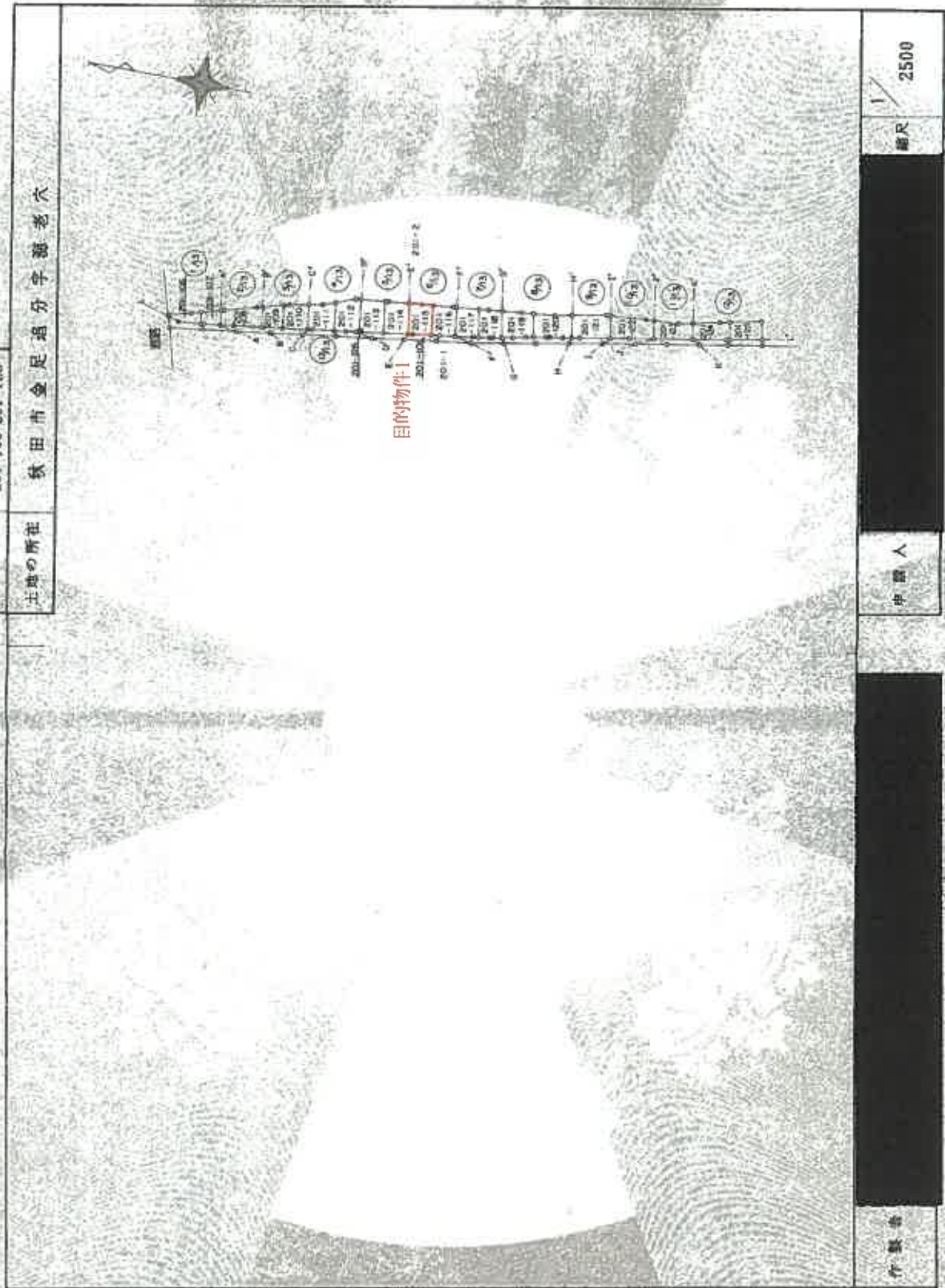
登記年月日：平成28年8月1日

516332

土地所在図

地番 201-101
201-106-201-126

土地の所在 秋田市金足湯分字源老穴



これは図面に記載されている内容の証明です。
 令和8年5月29日 秋田地方裁判所
 土地所在図
 ※A3をA4に縮小
 目的物件1

登記年月日：平成2年8月3日

518993

地積測量図

地番 201-101
201-106, 201-107

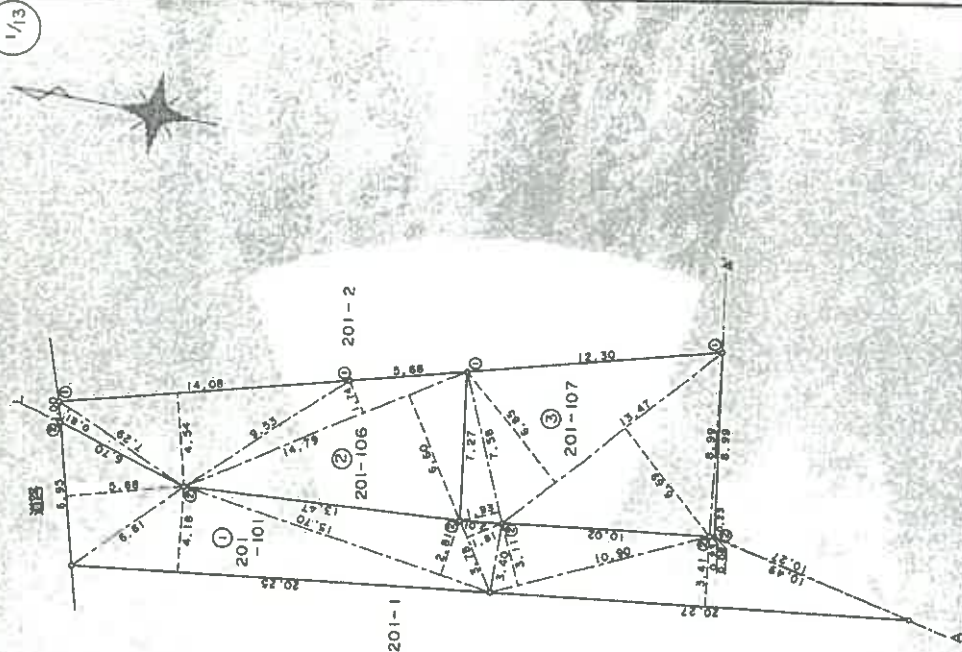
土地の所在 秋田市金足追分字海老穴

三斜求積表

地番 ② 201-106				
NO.	底辺	高さ	面積	積
	7.29	0.81	5.9049	
	14.08	4.54	63.9232	
	4.79	1.74	25.7346	
	14.79	6.60	97.6140	
		底面積	193.1767	
		底面積	96.5835	
		底面積	96.58	m

地番 ① 201-107				
NO.	底辺	高さ	面積	積
	13.47	6.85	92.2695	
	13.47	6.69	90.1143	
	8.99	0.23	2.0677	
	7.58	1.93	14.6294	
		底面積	199.0809	
		底面積	99.54045	
		底面積	99.54	m

境界線の種類	境界 (測点番号)
コンクリート杭	①
音成杭	②
杭	③



作製者

申請人

縮尺 1/250

(秋田県土地家屋調査士会館一用紙)

42.8.3

(2/14)

請求番号：2-2

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年5月29日 秋田地方裁判所
地積測量図
※A3をA4に縮小
目的物件1

登記年月日：平成2年11月3日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である

令和8年5月29日 秋田地方法務局

地積測量図
※A3をA4に縮小
目的物件1

口口口

吹箱吹器: 2-2

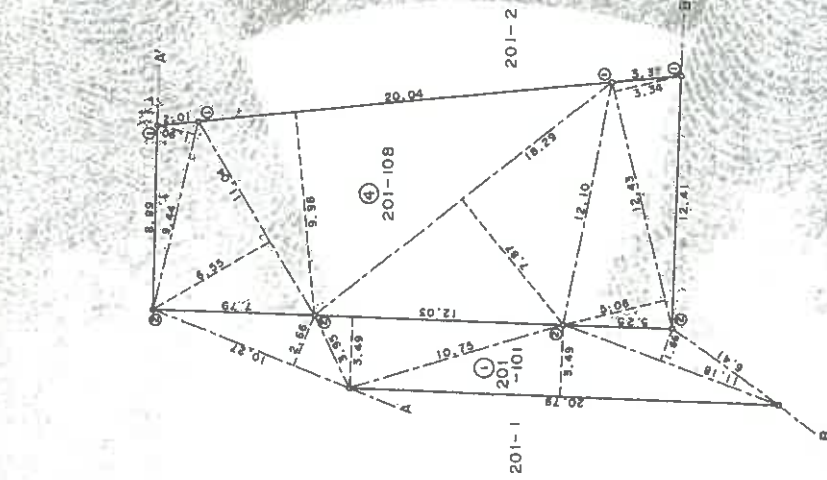
518994

地積測畧図

地 番	201-101 201-108
土地の所在	秋田市金沢

寒 風 吹 雪

地番 NO.	④ 20-108		延 び	延 び	延 び	延 び	延 び	延 び
	延 び	延 び						
	9.44	1.90						
	11.04	6.55						
	20.04	9.98						
	18.29	7.87						
	12.43	5.06						
	12.43	3.34						
	延 び	延 び						
	269.30075	538.6015						
	延 び	延 び						
	269.30	269.30						



新野町の位置	修 計 (縮尺番号)
コンクリート橋	①
市道、側道、民道	②

神龍

人

總尺	250
----	-----

(註) 田中清太郎氏著「日本一萬里」

H2. P. 3

登記年月日：平成28年8月1日

518903

地積測量図

地番	201-101 201-108, 201-110
土地の所在	秋田市金沢追分字御老六

三 測量結果表

地番	⑤ 201-108	⑥ 201-110
NO.	17.77	15.06
長さ	10.25	3.18
面積	182.1425	47.8908
⑤ 201-101	17.77	11.91
長さ	8.82	223.4316
面積	156.7314	177.8448
⑥ 201-109		9.48
長さ	338.8739	449.1672
面積	169.43695	224.58360
⑦ 201-110		
長さ	169.43	224.58 m

地番	⑤ 201-108	⑥ 201-110
NO.	17.77	15.06
長さ	10.25	3.18
面積	182.1425	47.8908
⑤ 201-101	17.77	11.91
長さ	8.82	223.4316
面積	156.7314	177.8448
⑥ 201-109		9.48
長さ	338.8739	449.1672
面積	169.43695	224.58360
⑦ 201-110		
長さ	169.43	224.58 m

測量の経緯	緯度 (緯度番号)
経度 (経度番号)	①
測量の経緯	②
緯度 (緯度番号)	③

作成者

申請人

250

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

2.8.3

地積測量図

地番 201-101
201-111, 201-112

土地の所在 秋田市金足追分字海老穴

518996

登記年月日：平成2年4月3日

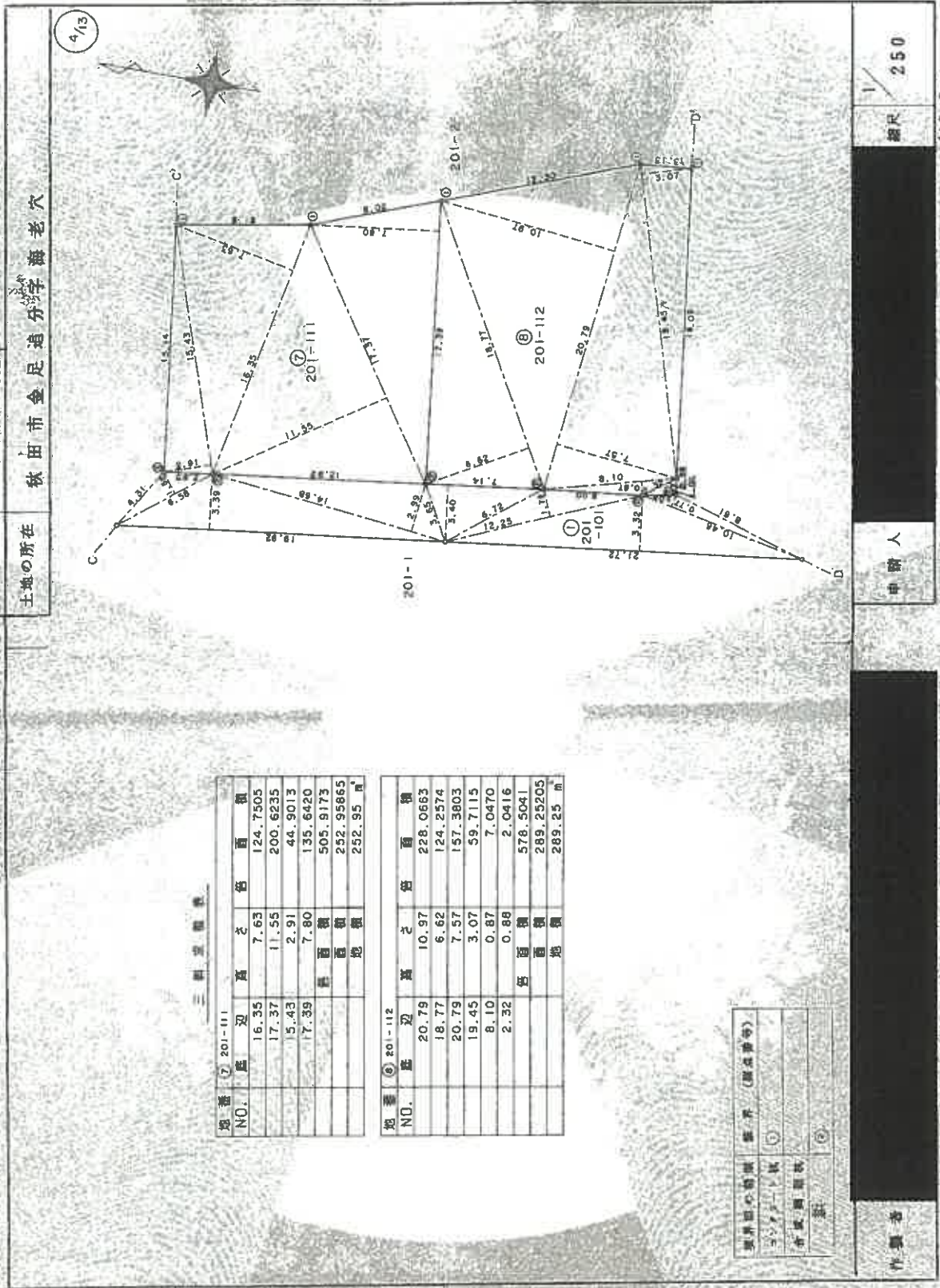
これは図面に記載されている内容と証明した書面による

令和8年5月4日 秋田地方法務局

地積測量図
※A3をA4に縮小
目的物件1

登記官

請求番号：2-2



(秋田市土地家屋調査士会統一用紙)

登記年月日：平成28年8月3日

518997

地積測量図

地番 201-113, 201-114
201-126, 201-101

土地の所在 秋田市金足邊分字海老穴

三斜尺積表

地番	9-201-113-2				
NO.	底辺	高さ	底面積		
	23.06	2.12	279.4872		
	19.12	1.00	19.1200		
	23.06	11.80	267.4960		
	3.76	1.00	3.7600		
		底面積	579.8632		
		底面積	289.93160		
		地積	289.93	m ²	

地番	201-114				
NO.	底辺	高さ	底面積	容積	
	19.53		2.22	43.3566	
	23.05		12.43	286.5115	
	23.05		9.79	225.6595	
		底面積		555.5276	
		底面積		277.76380	
		地積		277.76 m ²	

地番	201-126				
NO.	底辺	高さ	底面積	積	
	1.40	0.72		1.0080	
	1.40	0.72		1.0080	
		底面積		2.0160	
		底面積		1.0080	
		地積		1.00	

測量図の範囲	地番 / (測量番号)
測量図の範囲	①
測量図の範囲	②
測量図の範囲	③

作成者

中国人

縮尺 250

(秋田県土地家屋調査士会統一画印)

1/250

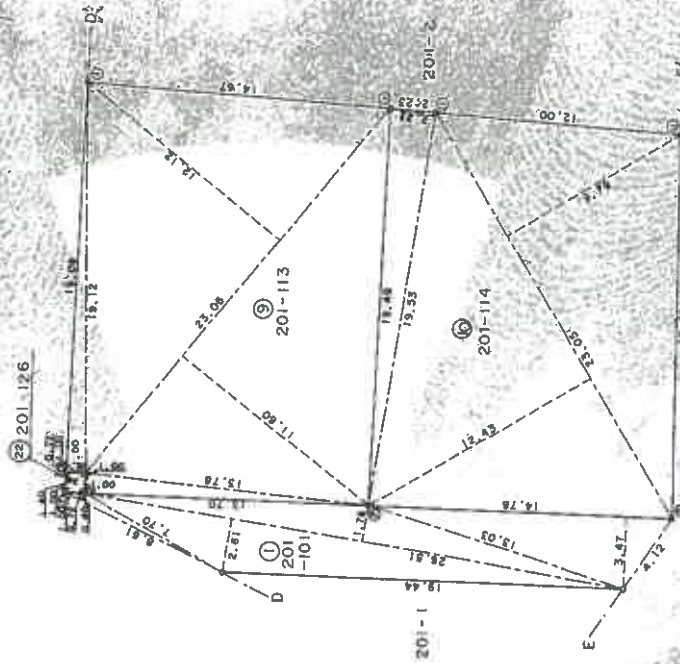
(6/14)

請求番号：2-2

これは測量図に同意したものと見做すこととなる。測量図は、測量士が測量した結果に基づき作成されたものである。

地積測量図
※A3をA4に縮小
目的物件1

登記官



登記年月日：平成2年8月31日

これは図面に記録されている内容と異なる場合があります
令和8年5月29日 秋田地方登録局
地積測量図
※A3をA4に縮小
目的物件1

登記号

請求番号：2-2

518938

地積測量図

地番 201-101
201-115, 201-116

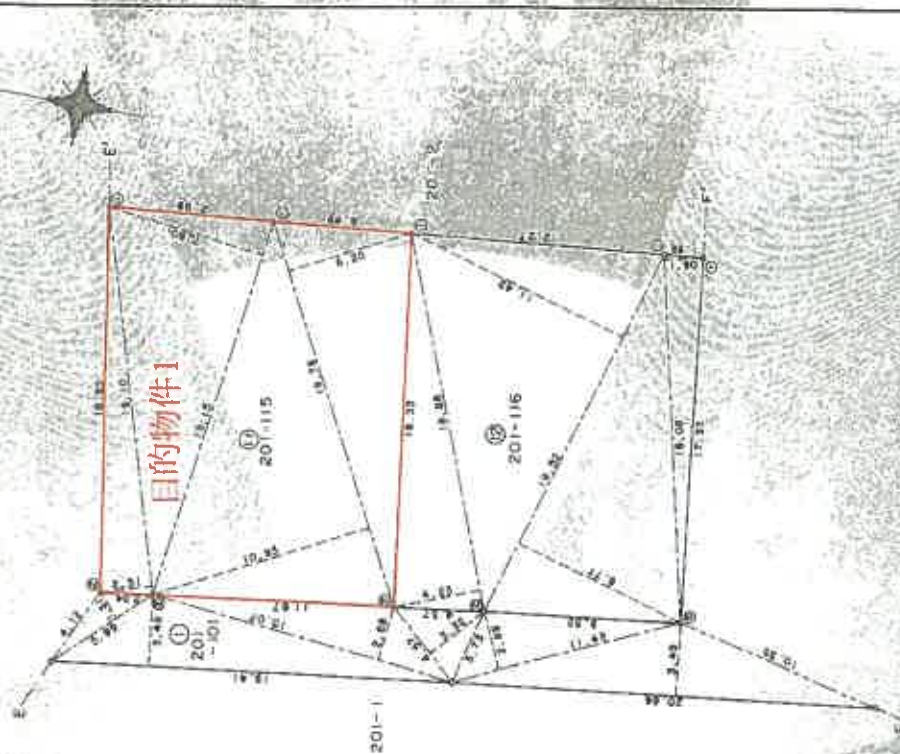
土地の所在 秋田市金足通分字源老六

目的物件1

三斜受積数

地番 201-101			
NO.	面	高	積
1	19.15	7.80	149.3700
2	19.10	2.51	47.9410
3	19.78	10.95	216.5910
4	19.78	6.80	133.8680
5		供出積	536.5380
6		受積積	288.2690
7		延積	268.26

地番 201-116			
NO.	面	高	積
1	19.52	11.42	222.9164
2	19.52	9.77	171.1304
3	19.08	1.90	34.3520
4	19.88	4.25	80.2400
5		受積積	508.7008
6		延積	254.3504
7		延積	254.35



測量図の種別	図番 (測量番号)
コンパニート図	①
有価測量図	②

作成者

申請人

250

(秋田県土地開発促進会土地第一所管)

1/2.2.3

(7/14)

登記年月日：平成2年8月3日

518999

地積測量図

番 号	324-101 201-117, 201-118
土地の所在	秋田市金足邊分字湯老穴

三 斜 又 傾 表

地 積 (3) 201-117				
NO.	面 積	高 さ	傾 斜 角	積 算 積
	20.81	11.40		237.2340
	20.81	9.32		193.9492
	17.68	3.33		58.8744
		傾 斜 角		490.0576
		傾 斜 角		245.02880
		傾 斜 角		245.02 m ²

地 積 (4) 201-118				
NO.	面 積	高 さ	傾 斜 角	積 算 積
	17.96	5.48		98.4208
	17.96	6.33		113.6868
	17.38	1.99		34.5862
	17.38	7.99		138.8662
	17.37	5.32		92.4084
		傾 斜 角		477.9684
		傾 斜 角		238.98420
		傾 斜 角		238.98 m ²

測量図の範囲	境界 (測点番号)
201-117 地	①
全体測量図	②

作 製 者

申 請 人

縮尺 1/250

H2.8.3

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

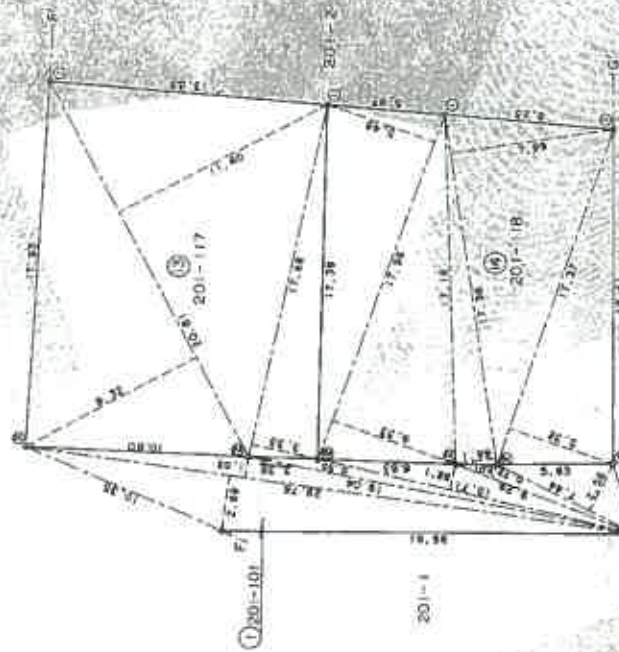
(2/14)

請求番号：2-2

これは図面に記録されている図面を証明し、その内容と一致する
 令和8年5月29日 秋田地方延滞局
 地積測量図
 ※A3をA4に縮小
 目的物件1

登記官

7/13



地積測量図

地番 201-119 201-120
土地の所在 秋田市金足追分字海老穴

519000

二 斜 求 算 表

地番	201-119	高さ	長さ	面積
NO.	17.58	0.41	83.0078	
	17.58	5.98	05.1284	
	16.16	7.56	22.1696	
	15.46	7.12	10.0752	
	15.22	4.24	64.5328	
		総面積	584.938	
		面積	292.45 m ²	

地番	201-120	高さ	長さ	面積
NO.	16.44	10.55	173.4420	
	16.44	6.77	111.2988	
	14.35	1.89	27.1215	
	14.64	7.46	109.2144	
	14.81	9.85	145.8785	
	14.81	4.89	72.4209	
		総面積	639.3761	
		面積	319.8805	

境界線の種類	図号 (測点番号)
境界線	①
境界線	②

1/250

H2.8.3

申請人

作成者

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

これは図面に記載されている測量結果に基づいて作成された図面である。

令和8年5月20日 秋田地方自治体

地積測量図
※A3をA4に縮小
目的物件1

登記年月日：平成27年8月3日

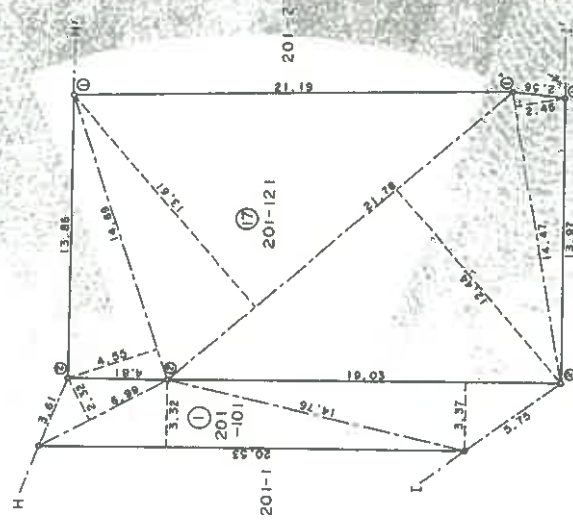
519001

地積測量圖

地 番	301-10 201-121
土地の所在	秋田市金沢通分子湖老穴

三英社

地番	201-121	延	辺	萬	2	西	側
N.O.		21.78		3.61		296.4258	
		21.78		12.44		270.9432	
		4.47		2.46		35.5962	
		4.69		4.53		66.8395	
				西	横	669.8047	
				西	横	334.90235	
				虎	側	334.90 m	



②	元陽製藥株式會社	（株）元陽製藥
①	元陽（一）株式會社	（株）元陽（一）

申請者		申請人	[Redacted]	氏名	I / 250
(備考欄) 第一報表より提出書類を照合し、提出用紙に記入した内容と一致していることを確認する。					
H29.3					

(枝田路土地家屋調査士会統一用紙)

PI/OE

請求番号：2-2

これは図面に記録されている内容を証明し、復元したものである。
令和8年5月29日 秋田地方法務局

地積測量図
※A3をA4に縮小
目的物件1

登記年月日：平成2年8月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
令和8年5月29日 秋田地方裁判所

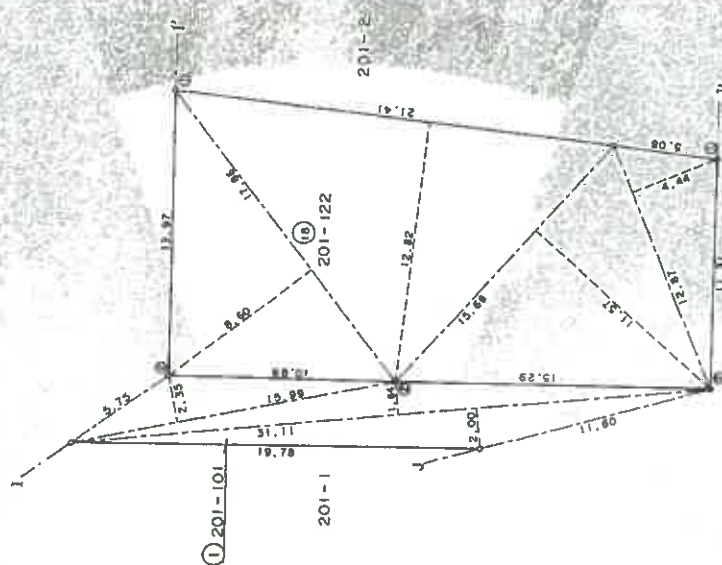
地積測量図
※A3をA4に縮小
目的物件1

519002

區區測量積地

地番	201-101 201-122
土地の所在	秋田市金足

10/13



新
興
興
興
川

地番		NO.	
區	段	面	積
201-122		21.41	12.82
		15.66	181.7862
		17.86	153.5960
		2.87	57.1428
		估直面積	686.4012
		總面積	333.20060
			333.20 m ²

境界 (測定番号)	境界 (測定番号)
①	②
ニノトート枕	台座 樹 四 枕

作者

人中

縮尺 2.50

42.8.3

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

請求番号: 2-2

11/14

登記年月日：平成24年8月3日

519003

地積測量図

地番	201-101 201-123
土地の所在	秋田市金足堀分字海老穴

三斜求積表

順番	⑩	201-123
NO.	17.74	9.45
	23.85	9.74
	13.28	6.86
		491.0428
		245.52140
		245.52 m ²

測量図の図例	原典 (相互番号)
アットーリット	①
合算面積	②

作製者

申請人

縮尺 1/250

42.8.3

(秋田県土地測量調査士会統一用紙)

(12/14)

請求番号：2-2

これは図面に記載されている内容を説明した図面である。

令和8年5月29日 秋田地方裁判所

地積測量図

※A3をA4に縮小
目的物件1

登記年月日：平成24年6月3日

519004

地積測量図

番 201-101
201-124 201-125

土地の所在 秋田市金足通分子海老沢

三利基測量

測量 ① 201-124	測量 ② 201-125
NO.	NO.
19.42	22.22
20.11	22.22
11.27	9.42
11.02	209.3124
5.65	43.0880
2.38	215.53400
63.6745	215.53
20.2276	
466.5855	
233.29275	
233.29	

測量 ③ 201-125	測量 ④ 201-125
NO.	NO.
22.22	22.22
22.22	22.22
9.42	209.3124
209.3124	43.0880
43.0880	215.53400
215.53400	215.53

測量 ① 201-124	測量 ② 201-125
NO.	NO.
19.42	22.22
20.11	22.22
11.27	9.42
11.02	209.3124
5.65	43.0880
2.38	215.53400
63.6745	215.53
20.2276	
466.5855	
233.29275	
233.29	

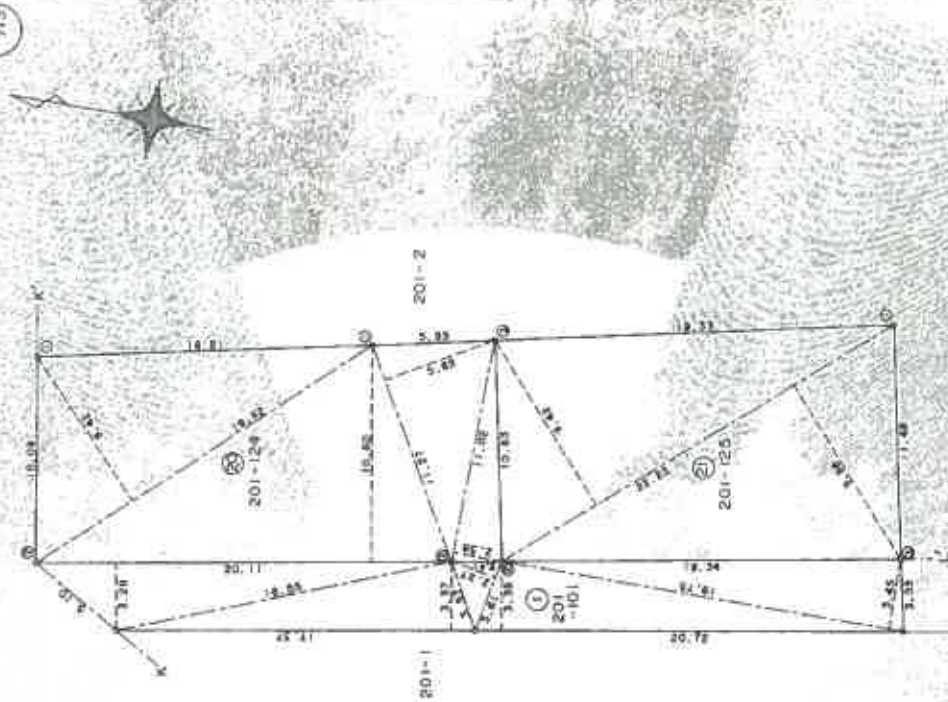
作製者

(秋田市金足通分子海老沢一丁目)

申請人

縮尺 250

H2.8.3



(13/14)

請求番号：2-2

地積測量図
※A3をA4に縮小
目的物件1

地積測量図

201-101

秋田市金足湯分字湯老六

区画番号	区画名称	面積(㎡)	用途	備考
1	101-101-1	101.10	住宅	
2	101-101-2	101.10	住宅	
3	101-101-3	101.10	住宅	
4	101-101-4	101.10	住宅	
5	101-101-5	101.10	住宅	
6	101-101-6	101.10	住宅	
7	101-101-7	101.10	住宅	
8	101-101-8	101.10	住宅	
9	101-101-9	101.10	住宅	
10	101-101-10	101.10	住宅	
11	101-101-11	101.10	住宅	
12	101-101-12	101.10	住宅	
13	101-101-13	101.10	住宅	
14	101-101-14	101.10	住宅	
15	101-101-15	101.10	住宅	
16	101-101-16	101.10	住宅	
17	101-101-17	101.10	住宅	
18	101-101-18	101.10	住宅	
19	101-101-19	101.10	住宅	
20	101-101-20	101.10	住宅	
21	101-101-21	101.10	住宅	
22	101-101-22	101.10	住宅	
23	101-101-23	101.10	住宅	
24	101-101-24	101.10	住宅	
25	101-101-25	101.10	住宅	
26	101-101-26	101.10	住宅	
27	101-101-27	101.10	住宅	
28	101-101-28	101.10	住宅	
29	101-101-29	101.10	住宅	
30	101-101-30	101.10	住宅	
31	101-101-31	101.10	住宅	
32	101-101-32	101.10	住宅	
33	101-101-33	101.10	住宅	
34	101-101-34	101.10	住宅	
35	101-101-35	101.10	住宅	
36	101-101-36	101.10	住宅	
37	101-101-37	101.10	住宅	
38	101-101-38	101.10	住宅	
39	101-101-39	101.10	住宅	
40	101-101-40	101.10	住宅	
41	101-101-41	101.10	住宅	
42	101-101-42	101.10	住宅	
43	101-101-43	101.10	住宅	
44	101-101-44	101.10	住宅	
45	101-101-45	101.10	住宅	
46	101-101-46	101.10	住宅	
47	101-101-47	101.10	住宅	
48	101-101-48	101.10	住宅	
49	101-101-49	101.10	住宅	
50	101-101-50	101.10	住宅	
51	101-101-51	101.10	住宅	
52	101-101-52	101.10	住宅	
53	101-101-53	101.10	住宅	
54	101-101-54	101.10	住宅	
55	101-101-55	101.10	住宅	
56	101-101-56	101.10	住宅	
57	101-101-57	101.10	住宅	
58	101-101-58	101.10	住宅	
59	101-101-59	101.10	住宅	
60	101-101-60	101.10	住宅	
61	101-101-61	101.10	住宅	
62	101-101-62	101.10	住宅	
63	101-101-63	101.10	住宅	
64	101-101-64	101.10	住宅	
65	101-101-65	101.10	住宅	
66	101-101-66	101.10	住宅	
67	101-101-67	101.10	住宅	
68	101-101-68	101.10	住宅	
69	101-101-69	101.10	住宅	
70	101-101-70	101.10	住宅	
71	101-101-71	101.10	住宅	
72	101-101-72	101.10	住宅	
73	101-101-73	101.10	住宅	
74	101-101-74	101.10	住宅	
75	101-101-75	101.10	住宅	
76	101-101-76	101.10	住宅	
77	101-101-77	101.10	住宅	
78	101-101-78	101.10	住宅	
79	101-101-79	101.10	住宅	
80	101-101-80	101.10	住宅	
81	101-101-81	101.10	住宅	
82	101-101-82	101.10	住宅	
83	101-101-83	101.10	住宅	
84	101-101-84	101.10	住宅	
85	101-101-85	101.10	住宅	
86	101-101-86	101.10	住宅	
87	101-101-87	101.10	住宅	
88	101-101-88	101.10	住宅	
89	101-101-89	101.10	住宅	
90	101-101-90	101.10	住宅	
91	101-101-91	101.10	住宅	
92	101-101-92	101.10	住宅	
93	101-101-93	101.10	住宅	
94	101-101-94	101.10	住宅	
95	101-101-95	101.10	住宅	
96	101-101-96	101.10	住宅	
97	101-101-97	101.10	住宅	
98	101-101-98	101.10	住宅	
99	101-101-99	101.10	住宅	
100	101-101-100	101.10	住宅	

測量者の氏名	測量者(測量番号)
測量者の住所	
測量者の資格	

作成者	申請人	図尺
		1/

42.8.3

(秋田県土地家屋調査士会館一用紙)

(14/14)

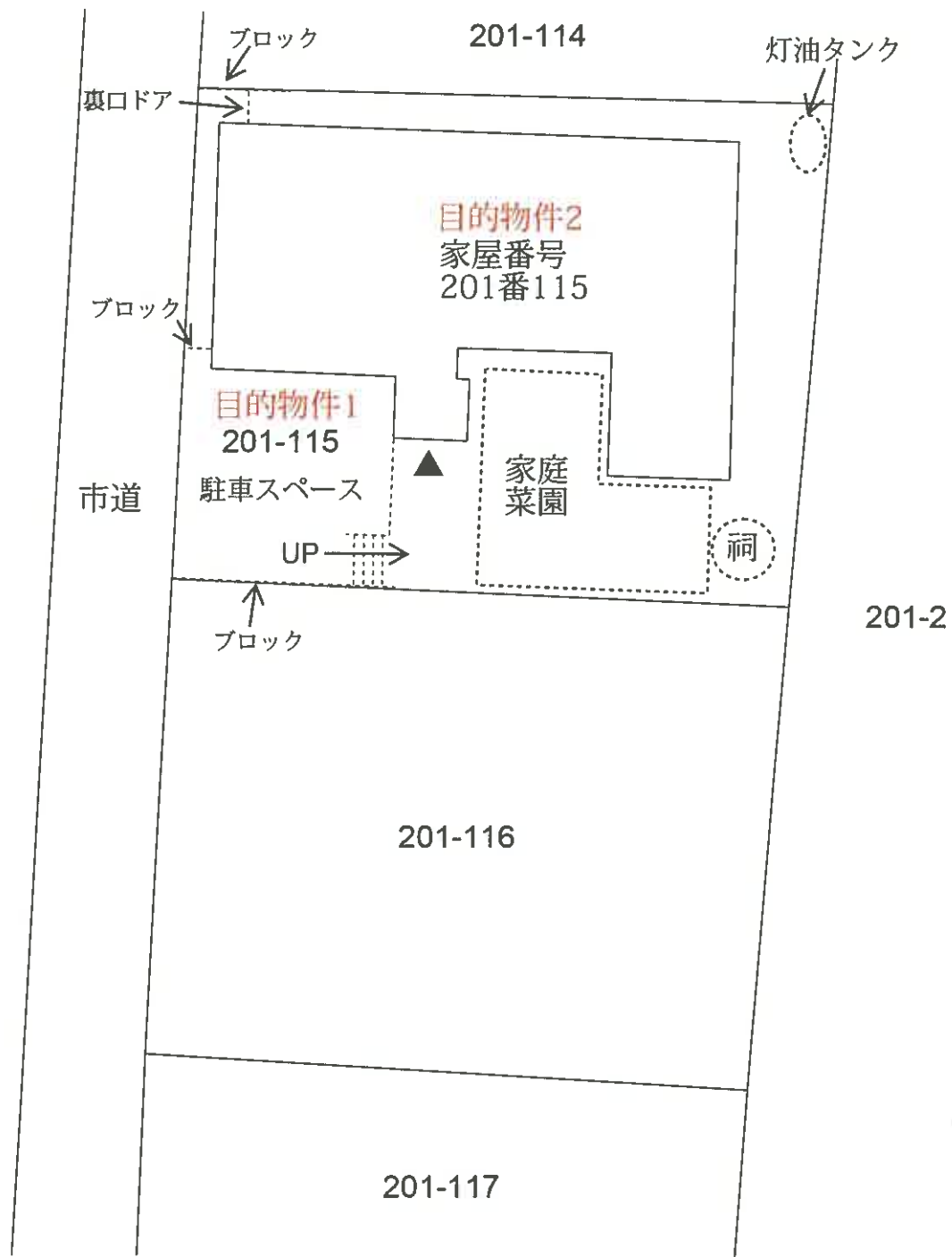
請求番号: 2-2

これは図面に記載されている内容を縮小して印刷したものです
令和8年5月29日 秋田地方法務局
地積測量図
※A3をA4に縮小
目的物件1

登記官

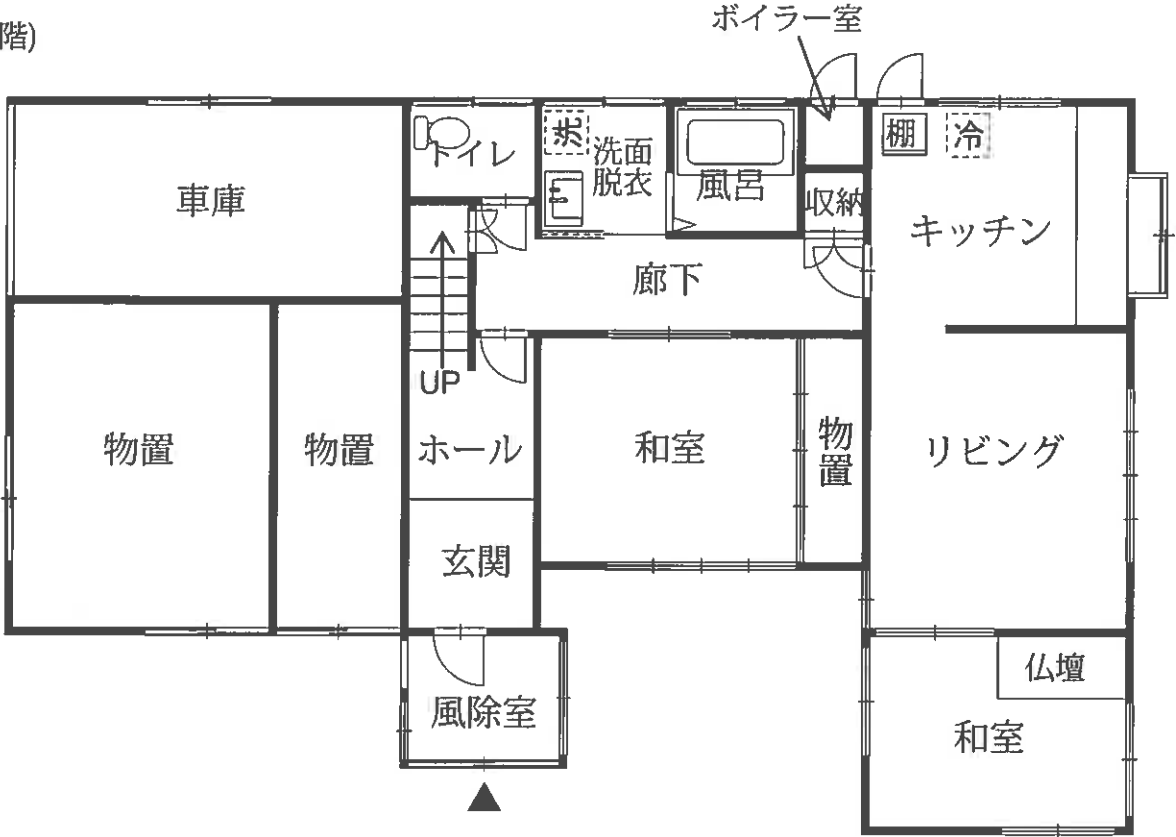


令和8年(ケ)第36号

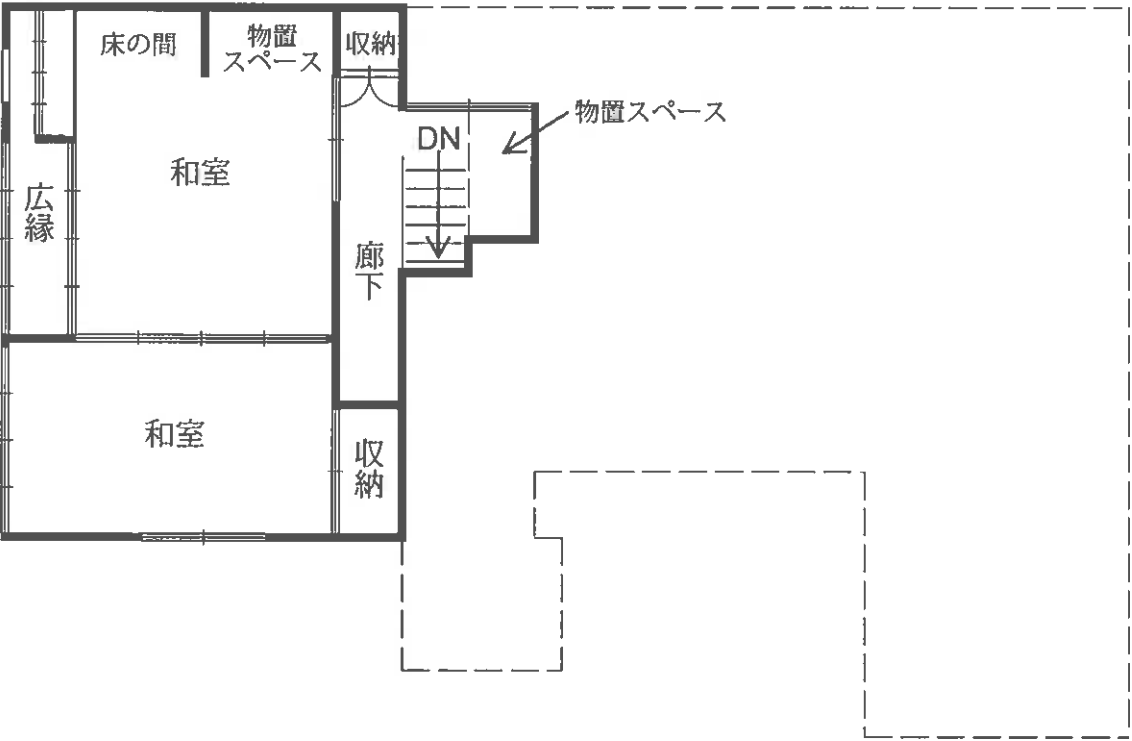


建物配置図
S≒1/200

(1階)



(2階)



建物図面
各階平面図

家屋番号 201-1-15

建物の所在 秋田市金足原分庁舎六201番地(1:5)

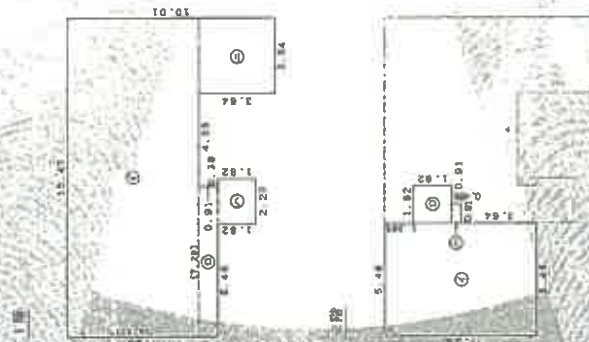
各階平面図

床面積		
①	15.47 × 6.37	98.5439
②	7.28 × 0.91	6.6218
③	2.20 × 1.82	4.0040
④	3.64 × 3.64	13.2496
計		122.423

床面積 122.42 m²

床面積		
⑤	5.46 × 7.20	39.3120
⑥	1.82 × 1.82	3.3124
⑦	0.91 × 0.91	0.8281
計		43.4525

床面積 43.45 m²



1/500

申請人

1/250

作成者